

荒木特許事務所 ゴマメ通信

(201305号)

発行人：発明を育てる会（千葉発明研究会）きもいりやく肝入役

荒木特許事務所 弁理士 荒木 昭 生

住 所：(千葉本室)

〒261-0004 千葉県美浜区高洲2-7-5-103

Tel/fax043-245-8721 Email:a-araki099@nifty.com

(東京分室)

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-15-4

Maison 115-3F ウィナーズ&カンパニー内

Tel/fax03-5475-6568 Email:araki@winners-co.jp



「富士山観光バスの中から」

この通信は、知的財産関連情報や時に感じる話題に関して、筆者のゴマメが自己の知人や友人に気の向くままに発信する一種のエッセーである。ゴマメの生存の証に「ゴマメの戯言」としてご笑覧くださいませ

先月末、友人から「最近ゴマメどうしてる？」との電話があり、他からも「ゴマメ通信」の問い合わせあった。10月号を作成したので次は年末か新年号と思っていたのだが、確認してみたらパソコンに書きかけの「ゴマメ通信10月号」があるのではないか。資料も集めてあったが、資料集めだけで終わった気分になっていたのであろう。

未完のまま、他の事に紛れて失念していたようだ。ゴマメも”ぼけた”か。愕然としてこの2日間、全ての業務の予定と内容を見直した。大きな失敗がなく胸をなぜ下ろしたところである。

観察を期待していた「世紀の大彗星」といわれたアイソン彗星が11月29日消滅し、ゴマメも消滅の危機に晒されたような気分であるが、まだ教育(今日行く)と教養(今日用がある)の実行に励んでいるのでご心配なく。

写真は、富士山が世界遺産に登録されたとき、ゴマメが朝日新聞の「声」欄に投稿し採用された「富士山入山料は高めの設定に」の後で撮影したものである。富士山は登らず眺めるものであることを改めて実感したことである。

『晴れてよし、曇りてもよし富士の山、元の姿は変らざりけり』

世間を騒がす知財係争問題として商標登録が新聞種になることが多い。かつて中国国内で日本の都道府県の名前「讃岐」「山梨勝沼」等の地域ブランドに係る地名が商標登録出願されていることが問題になった。日本でもエチオピアの地名「シモダ」、「イルガッチェフェ」をコーヒーのブランド名として出願し登録されて問題となった。特許庁はこれを無効としたが、知財高裁はこれを取り消した。

地名を使用した商標でも、地域名と品名を組み合わせた「地域団体商標」は2006年に導入された制度で、一定の条件を満たせば許可される。少々古いが特許庁の発行した平成20年3月末での日本の地域団体登録商標は、北は北海道の「十勝川西長いも」から南は沖縄の「琉球泡盛」など各都道府県の地域名を使用した商標371件が登録されている。

今年の流行語も商標出願の対象となっている。先月の朝日新聞夕刊によれば、「じぇじぇ」や「倍返し」「アベノミクス」が相次いで商標登録出願されているようだ。昨年7月のゴマメ通信で、日本でも香りや音、触感までも商標の保護対象にするようになるかもしれないと報告した。既に柑橘類の香りのする養殖魚が出現している。特許庁では音や色について近い将来商標の保護対象にするべく検討中とのことであるが、味や香りはまだ実体的な検討には入っていないとのことである。魚は魚の味が良い。ゴマメはゴマメのままが良い。 よいお年をお迎えください